

グローバルIPネットワークサービス利用規約 【現改比較表】 2025年3月31日現在

～2025年3月30日

2025年3月31日～

グローバルIPネットワークサービス利用規約

グローバルIPネットワークサービス利用規約

第1章 総則

第1章 総則

(本規約の目的)

第1条 (略)

2～3 (略)

4 当社がグローバルIPネットワークサービスの円滑な運用を図るため必要に応じてグローバルIPネットワークサービス契約者に通知するご利用ガイド等のグローバルIPネットワークサービスサービスの利用に関する諸規定は、この利用規約の一部を構成するものとします。

(本規約の範囲等)

第2条 本規約は契約者と当社との間のグローバルIPネットワークサービスに関する一切の關係に適用します。

2 当社がグローバルIPネットワークサービスの円滑な運用を図るため必要に応じて契約者に通知するグローバルIPネットワークサービスの利用に関する諸規程は、本規約の一部を構成するものとします。

(定義)

第5条 本規約において以下の用語は以下のことを意味します。

用 語	定 義
(略)	(略)

(最低利用期間等)

第18条 (略)

2 (略)

(本規約の目的)

第1条 (略)

2～3 (略)

(本規約の範囲等)

第2条 (略)

2 当社がグローバルIPネットワークサービスの円滑な運用を図るため必要に応じて契約者に通知するグローバルIPネットワークサービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。

(定義)

第5条 本規約において以下の用語は以下のことを意味します。

用 語	定 義
(略)	(略)
<u>3.3 契約者配下の利用者</u>	<u>契約者から提供を受けて契約者のグローバル IP ネットワークサービスを利用する者であって、契約者以外の者</u>
<u>3.4 契約者環境</u>	<u>契約者の IP アドレス (契約者が管理するものを含まず。) で構成される環境</u>
<u>3.5 契約者配下の利用者環境</u>	<u>契約者配下の利用者の IP アドレス (契約者配下の利用者が管理するものを含まず。) で構成される環境</u>

(最低利用期間等)

第18条 (略)

2 (略)

～2025年3月30日

2025年3月31日～

3 本条第1項の最低利用期間内にグローバルIP ネットワークサービス契約の解除があった場合、契約者は固定料金については残余の期間分の利用料金に相当する額を、従量型料金については、残余の期間分の申込書に定めた利用プラン（従量型料金で当社が設定する最低利用速度をいう。）に対応する利用料金又は基本額に相当する額を、当社が定める期日までに一括して支払うものとします。但し、当該グローバルIP ネットワークサービス契約の解除と同時に、それと同額又はそれよりも高い利用料金で新たなグローバルIP ネットワークサービス契約が締結される場合は、その限りではありません。

4 本条第1項の最低利用期間内に、第13条（契約者が行うサービス内容の変更）に定めるグローバルIP ネットワークサービスの内容の変更に伴う利用料金の減額があった場合、契約者は固定型料金については利用料金に相当する額、従量型料金については、申込書に定めた利用プランに対応する利用料金又は基本額に相当する額について、残余の期間に対応する減額による差額分を、当社が定める期日までに一括して支払うものとします。

5 契約者は、第1項の最低利用期間内に付加サービスの廃止があった場合、残余の期間分の付加サービスに係る利用料金に相当する額を、当社が定める期日までに一括して支払うものとします。

第7章 雑則

（利用に係る契約者の義務）

第42条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1)～(6) (略)

2～6 (略)

（別紙1）トランジットサービス提供条件書

1. サービスメニュー

本トランジットサービス提供条件書で規定するグローバルIPネットワークサービスには以下のメニューがあります。

グローバルIPネット	種類 トランジットサービス	SLA 対象
------------	------------------	-----------

3 本条第1項の最低利用期間内にグローバルIP ネットワークサービス契約の解除があった場合、契約者は固定型料金及び付加サービスに係る利用料金については残余の期間分の利用料金に相当する額を、従量型料金については、残余の期間分の申込書に定めた利用プラン（従量型料金で当社が設定する最低利用速度をいう。）に対応する利用料金又は基本額に相当する額を、当社が定める期日までに一括して支払うものとします。但し、当該グローバルIP ネットワークサービス契約の解除と同時に、それと同額又はそれよりも高い利用料金で新たなグローバルIP ネットワークサービス契約が締結される場合は、その限りではありません。

4 本条第1項の最低利用期間内に、第13条（契約者が行うサービス内容の変更）に定めるグローバルIP ネットワークサービスの内容の変更に伴う利用料金の減額があった場合、契約者は固定型料金及び付加サービスに係る利用料金については利用料金に相当する額、従量型料金については、申込書に定めた利用プランに対応する利用料金又は基本額に相当する額について、残余の期間に対応する減額による差額分を、当社が定める期日までに一括して支払うものとします。

第7章 雑則

（利用に係る契約者の義務）

第42条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1)～(6) (略)

2～6 (略)

7 契約者は、そのグローバルIPネットワークサービスを契約者以外の者に使用させる場合は、前6項のほか次のことを守っていただきます。

(1) 契約者は、前6項の規定の適用については、そのグローバルIPネットワークサービスを使用する者の行為についても、当社に対して責任を負うこと

(2) 契約者は、そのグローバルIPネットワークサービスに関する料金又は工事に関する費用のうち、そのグローバルIPネットワークサービスを使用する者の使用によるものについても、当社に対して支払いの責任を負うこと

(3) 契約者は、そのグローバルIPネットワークサービスを使用する者の問合せその他については、契約者自らの費用と責任において対応すること

（別紙1）トランジットサービス提供条件書

1. サービスメニュー

本トランジットサービス提供条件書で規定するグローバルIPネットワークサービスには以下のメニューがあります。

グローバルIPネット	種類 トランジットサービス	SLA 対象
------------	------------------	-----------

～2025年3月30日

2025年3月31日～

トワーク サービス	付加サービ ス	IPv6 / IPv4 デュアルサービス	対象
		バックアップポートサービス	対象外
		DNS サービス	対象外
		IP アドレス 割り当て	対象外
		ブラックホールサービス	対象外
		DDoS プロテクションサービス	一部対象

トワーク サービス	付加サービ ス	IPv6 / IPv4 デュアルサービス	対象
		バックアップポートサービス	対象外
		DNS サービス	対象外
		IP アドレス 割当サービス	対象外
		ブラックホールサービス	対象外
		DDoS プロテクションサービス	一部対象

3. サービス提供条件

- 1)～4) (略)
- 5) 最低利用期間はサービス利用開始日から起算して一年間です。
- 6)～9) (略)
- 10) [削除](#)
- 11) (略)
- 12) [削除](#)
- 13) 契約者のご要望に応じてリンクアグリゲーションでの提供に対応いたします。
 - (1) (略)
 - (2) [削除](#)
 - (3)～(7) (略)
 - (8) [削除](#)

5. 付加サービス提供条件

- 1) IPv6 / IPv4 デュアルサービス
 - (1)～(2) (略)
 - (3) [トランジットサービスに係る料金とは別に申込書に定める本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。](#)
- (4) ご請求する料金の種類は以下のとおりです。
 - 初期費用
IPv6 / IPv4 デュアルサービス工事費
 - [月額利用料金](#)
[バックアップポートサービス使用料](#)
- 2)～3) (略)
- 4) IPアドレス[割り当て](#)
 - (1)～(2) (略)
 - (3) [/30](#)アドレスブロック以上が必要な場合には当社にアドレス使用計画情報を報告していただく必要があります。
 - (4) (略)
 - (5) ご請求する料金の種類は以下のとおりです。
 - [初期費用](#)
IPアドレス割当サービス費用 (1割当て申請毎)

3. サービス提供条件

- 1)～4) (略)
- 5) 最低利用期間はサービス利用開始日 [又は変更があった日](#)から起算して一年間です。
- 6)～9) (略)
- 10) (略)
- 11) 契約者のご要望に応じてリンクアグリゲーションでの提供に対応いたします。
 - (1) (略)
 - (2)～(6) (略)

5. 付加サービス提供条件

- 1) IPv6 / IPv4 デュアルサービス
 - (1)～(2) (略)
 - (3) [本付加サービス単独でのお申込の場合、設定工事に係る工事費をいただきます。金額は申込書に定めます。](#)
[\(トランジットサービスと同時に申し込む場合、本付加サービスに係る設定工事費の追加支払いは不要です。\)](#)
 - (4) ご請求する料金の種類は以下のとおりです。
 - 初期費用
IPv6 / IPv4 デュアルサービス工事費
- 2)～3) (略)
- 4) IPアドレス[割当サービス](#)
 - (1)～(2) (略)
 - (3) [/28](#)アドレスブロック以上が必要な場合には当社にアドレス使用計画情報を報告していただく必要があります。
 - (4) (略)
 - (5) ご請求する料金の種類は以下のとおりです。
 - [月額利用料金](#)
IPアドレス割当サービス使用料 (割り当てるIPアドレスのサイズ毎に、別途申込書に定めます。)

～2025年3月30日

2025年3月31日～

5) 削除

6) (略)

7) DDoSプロテクションサービス

(1) DDoS プロテクションサービスは、分散型サービス妨害 (DDoS) 攻撃によって生じる、グローバルIP ネットワークで提供される契約者のインターネット接続に対する影響を軽減するサービスで、契約者のIP アドレス帯に対して機能を提供します。

(2)～(3) (略)

(4) DDoSプロテクションサービスには、提供する機能に応じて以下のメニューがあります。

種類	提供する機能	SLA	
DDoSプロテクションサービス	DPS Control	・Permanent ACL 機能	対象外
	DPS Core	・Permanent ACL 機能	対象外
		・DDoS On-Request Mitigation 機能	対象
	DPS Detect	・Permanent ACL 機能	対象外
		・DDoS On-Request Mitigation 機能	対象
		・DDoS Self-Initiated Mitigation 機能	対象
		・DDoS Detection 機能	対象外
	DPS Max	・Permanent ACL 機能	対象外
		・DDoS On-Request Mitigation 機能	対象
		・DDoS Self-Initiated Mitigation 機能	対象
		・DDoS Auto-Mitigation 機能	対象外
		・DDoS Detection 機能	対象外

(5)～(7) (略)

8) 削除

(9) (略)

(10) ご請求する料金の種類は以下のとおりです。

5) (略)

6) DDoSプロテクションサービス

(1) DDoS プロテクションサービスは、分散型サービス妨害 (DDoS) 攻撃によって生じる、グローバルIP ネットワークで提供される契約者のインターネット接続に対する影響を軽減するサービスで、契約者又は契約者配下の利用者のIP アドレス帯に対して機能を提供します。

(2)～(3) (略)

(4) DDoSプロテクションサービスには、区分及び提供する機能に応じて以下のメニューがあります。

種類	区分	提供する機能	SLA	
DDoSプロテクションサービス	契約者環境に限り防御するもの	DPS Control	・Permanent ACL 機能	対象外
		DPS Core	・Permanent ACL 機能	対象外
			・DDoS On-Request Mitigation 機能	対象
		DPS Detect	・Permanent ACL 機能	対象外
			・DDoS On-Request Mitigation 機能	対象
			・DDoS Self-Initiated Mitigation 機能	対象
			・DDoS Detection 機能	対象外
		DPS Max	・Permanent ACL 機能	対象外
			・DDoS On-Request Mitigation 機能	対象
			・DDoS Self-Initiated Mitigation 機能	対象
			・DDoS Auto-Mitigation 機能	対象外
			・DDoS Detection 機能	対象外
	DPS Service Provider	契約者環境及び契約者配下の利用者環境を防御するもの	・Permanent ACL 機能	対象外
・DDoS On-Request Mitigation 機能			対象	
・DDoS Self-Initiated Mitigation 機能			対象	
・DDoS Auto-Mitigation 機能			対象外	
		・DDoS Detection 機能	対象外	

(5)～(7) (略)

(8) 当社は、DDoSプロテクションサービスに係るメニューの申込みがあったときは、防御対象のIPアドレスの調査 (WHOIS又はその他の方法を用いて、防御対象のIPアドレスに係る登録情報等がその提供範囲の区分が適正であるかを確認することをいいます。) を行います。

この場合において、調査の結果、防御対象のIPアドレスの提供範囲の区分が適正ではないと当社が判断したときは、当社は、その申込みを承諾しません。

このほか、メニューの提供範囲の区分を超えたDDoSプロテクションサービスの提供はしません。

(9) (略)

(10) ご請求する料金の種類は以下のとおりです。

～2025年3月30日	2025年3月31日～
<p>○初期費用 通網工事費 (DDoSプロテクションサービス)</p> <p>○月額利用料金 DDoSプロテクションサービス使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月額基本料 ・DDoS軽減イベント毎に課金されるイベント料 (DDoS Mitigation機能の利用により発生します。) ・Permanent ACLの設定変更毎に課金される設定変更料 <u>ただし、当社が個別に定める条件に従います。</u> <p>(11) (略)</p> <p>(12) イベント料は、<u>「イベントの日数」に基づいて計算されます。イベント料の計算方法は次のとおりとなります。</u></p> <p>「イベント料」＝「イベント単価」×「イベントの日数」 <u>「イベント単価」は、契約者及び当社が別に合意する額を適用するものとします。「イベントの日数」は、1のDDoS軽減イベント(当該月に終了したものに限り。)</u> <u>につきDDoS軽減が有効であった時間を24で除した数(その計算結果に整数に満たない部分があった場合はその部分を切り上げます。)の当該月における合計値とします。</u> <u>ただし、当社が定めるイベントの日数を超える部分に限り、イベント料を適用するものとします。</u> <u>イベント料の計算に係る測定は、当社の測定方法及びシステム並びにUTCに基づいて行われるものとします。</u></p> <p>8. DDoSプロテクションサービスに係るサービス品質保証(SLA)</p>	<p>○初期費用 通網工事費 (DDoSプロテクションサービス)</p> <p>○月額利用料金 DDoSプロテクションサービス使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月額基本料 ・DDoS軽減イベント毎に課金されるイベント料 (DDoS Mitigation機能の利用により発生します。) ・Permanent ACLの設定変更毎に課金される設定変更料 (<u>通常時ACL設定変更料(月に3回目以降のものに限り。)</u>及び緊急時ACL設定変更料があります。) <p>(11) (略)</p> <p>(12) <u>DDoS軽減イベント毎に課金されるイベント料は、次のとおり計算します。この場合のイベント料の計算に係る測定は、当社の測定方法及びシステム並びにUTCに基づいて行われるものとします。</u></p> <p>「イベント料(当社が定めるDDoS軽減イベントの規定数を超える部分に限り適用するものとします。)」＝「イベント単価(契約者及び当社が別に合意する額を適用するものとします。)」×「イベント数(1のDDoS軽減イベント(当該月に終了したものに限り。))につきDDoS軽減イベントが有効であった時間(秒単位のものを用います。)」を用いてメニューごとに計算した数をいいます。」</p> <p>(i) <u>DPS Core又はDPS Detectの場合</u> <u>DDoS軽減が有効であった時間(秒単位のものを用います。)を60で除した数(その計算結果に整数に満たない部分があった場合はその部分を切り上げます。)</u> <u>をさらに60で除した数(その計算結果に整数に満たない部分があった場合はその部分を切り上げます。)</u>を、さらに24で除した数(その計算結果に整数に満たない部分があった場合はその部分を切り上げます。)の当該月における合計値とします。</p> <p>(ii) <u>DPS Max又はDPS Service Providerの場合</u> <u>DDoS軽減が有効であった時間(秒単位)を60で除した数(その計算結果に整数に満たない部分があった場合はその部分を切り上げます。)</u>の当該月における合計値とします。</p> <p>8. DDoSプロテクションサービスに係るサービス品質保証(SLA)</p>

～2025年3月30日

2025年3月31日～

1) 概要

DDoS プロテクションサービスのDPS Core、DPS Detect 又は DPS Maxに係るDDoS Mitigation機能 (DDoS Auto-Mitigation機能を除きます。)をご利用の契約者すべてにSLA を適用させていただきます。保証内容は、DDoS Mitigation機能 (DDoS Auto-Mitigation機能を除きます。)に対する「DDoS 軽減イベント申告時の応答時間」の1項目になります。万が一サービス品質がその基準値に達しなかった場合は、「2) 保証内容と返還方針」に従い料金を契約者に返還します。SLA の適用にあたって、お申込み、追加料金は必要ありません。なお当社はDDoS プロテクションサービスが契約者の期待する効果や品質に適合的であること及び有用であることを保証するものではありません。

2)～5) (略)

1) 概要

DDoS プロテクションサービスのDPS Core、DPS Detect、DPS Max 又は DPS Service Providerに係るDDoS Mitigation機能 (DDoS Auto-Mitigation機能を除きます。)をご利用の契約者すべてにSLA を適用させていただきます。保証内容は、DDoS Mitigation機能 (DDoS Auto-Mitigation機能を除きます。)に対する「DDoS 軽減イベント申告時の応答時間」の1項目になります。万が一サービス品質がその基準値に達しなかった場合は、「2) 保証内容と返還方針」に従い料金を契約者に返還します。SLA の適用にあたって、お申込み、追加料金は必要ありません。なお当社はDDoS プロテクションサービスが契約者の期待する効果や品質に適合的であること及び有用であることを保証するものではありません。

2)～5) (略)

附 則 (令和7年2月27日 CNS 1 第000400009488-01号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和8年3月31日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表左欄の付加サービスについては、この改正規定実施の日において、同表右欄の付加サービスとみなして取り扱うものとします。

<u>付加サービス</u>	<u>付加サービス</u>
<u>DDoS プロテクションサービス</u>	<u>DDoS プロテクションサービス</u>
<u>DPS Control</u>	<u>契約者環境に限り防御するもの</u>
<u>DPS Core</u>	<u>DPS Control</u>
<u>DPS Detect</u>	<u>DPS Core</u>
<u>DPS Max</u>	<u>DPS Detect</u>
	<u>DPS Max</u>

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。